

◎新潟県告示第1108号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和5年3月14日新潟県告示第273号により指定した要措置区域の一部について指定を解除する。

令和6年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を解除する要措置区域
村上市田端町3647番1の一部、3647番11の一部、3647番25の一部、3647番26の一部及び3761番5の一部
- 2 指定を継続する要措置区域
村上市田端町3647番25の一部、3647番26の一部及び3761番5の一部
- 3 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 4 講じられた実施措置
地下水の水質の測定及び土壤汚染の除去（掘削による除去）